

令和8年度 地域未来交付金事業
(デジタル実装型TYPE A)
森町セミセルフ型窓口決済サービス導入業務委託
プロポーザル実施要領

令和8年7月
森町政策企画課デジタル推進係

1 はじめに

本要領は、「令和8年度 地域未来交付金事業（デジタル実装型TYPE A） 森町セミセルフ型窓口決済サービス導入業務委託」について、業務の目的及び内容に最も適した受託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する手続、参加資格、提出書類、審査方法その他必要な事項を定めるものである。

本業務では、POSレジ・POSシステム、自動釣銭機、キャッシュレス決済端末、レシートプリンタ、管理画面又はこれに相当する機能の導入業務、運用保守業務及び指定納付受託業務を一体的に調達する。価格のみならず、要件への適合性、操作性、導入実績、保守体制等を総合的に評価する必要がある。

このため、本業務に係る受託候補者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

2 業務内容

「令和8年度 地域未来交付金事業（デジタル実装型TYPE A） 森町セミセルフ型窓口決済サービス導入業務委託 調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 提案上限額

本業務に係る提案上限額は、次のとおりとする。提案上限額は、消費税額及び地方消費税額を含むこととする。なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

- (1) セミセルフ型窓口決済サービスの導入
3,314,784円
- (2) セミセルフ型窓口決済サービスの運用保守
285,120円（運用開始日から令和9年3月31日までの4か月分）
- (3) キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務
(2)に含む。

※(2)及び(3)は、月額利用料、サービス利用料その他固定的に発生する費用であり、決済金額に応じて発生する決済手数料等は、提案上限額には含まない。

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものである者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書等の提出受付終了時点において、令和8年度の森町（以下「本町」という。）における競争入札参加資格（物品製造・役務の提供等）の認定をされている者であること。
- (3) 本町による指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

- と。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 役員等が、暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）に該当する者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
 - カ 役員等が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められる者
- (7) 令和6年度以降に、地方公共団体においてPOSレジ・POSシステム、自動釣銭機、キャッシュレス決済端末、レシートプリンタ、管理画面又はこれに相当する機能の導入業務を行った実績を有すること。

5 提案事業者及び実施体制

本プロポーザルの提案事業者は1者とし、選定後は発注者との主たる連絡、調整及び履行管理を行うものとする。運用保守事業者、指定納付受託者その他本業務に関係する事業者が提案事業者と異なることは妨げない。この場合、提案事業者は、これらの関連事業者が行う業務についても、発注者に対する説明及び支援を行うこと。なお、発注者が関連事業者との間で別途契約を締結する必要がある場合は、提案者は、その契約の相手方、契約内容、費用及び契約期間を、提案書又は見積書において明示すること。

6 スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは次のとおりとする。

項目	日程
実施要領及び仕様書等の公告	令和8年7月2日（木）
プロポーザル参加表明書の提出 受付終了	令和8年7月15日（水）午後5時

質問書の提出受付終了	令和8年7月15日（水）午後5時
質問書に対する回答	随時 （最終の回答は、令和8年7月21日（火）までに行う。）
提案書等の提出受付終了	令和8年7月23日（木）午後5時
プレゼンテーション	令和8年7月28日（火）
審査結果の通知	令和8年7月31日（金）
仕様等詳細協議	令和8年8月3日（月）から

7 手続等

- (1) 実施要領及び仕様書等の公告
事務局が町公式ホームページに実施要領及び仕様書等を掲載する。
- (2) プロポーザル参加表明書の提出
プロポーザルに参加する意思のある者は、「プロポーザル参加表明書」（様式第1号）により提出すること。押印は不要とする。
 - ア 提出方法
電子メールで送付後、電話で連絡すること。
 - イ メール件名
【事業者名】森町セミセルフ型窓口決済サービス導入業務委託_プロポーザル参加表明書
- (3) 質問書の提出、質問書に対する回答
本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式第2号）により提出すること。回答は、町公式ホームページに掲載する。
 - ア 提出方法
電子メールで送付後、電話で連絡すること。
 - イ メール件名
【事業者名】森町セミセルフ型窓口決済サービス導入業務委託_質問書
- (4) 提案書等の提出
プロポーザル参加表明書の提出を行った提案者は、提案書等を次により提出すること。
 - ア 提出方法
媒体種類ごとに次の部数を用意し、持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、受付終了日時までに必着のこと。
 - (ア) 紙媒体 正本 1部
副本 6部
 - (イ) 電子媒体（CD-R等） 1部
 - イ 提出書類
 - (ア) 提案書
 - ・ ページ数は任意だが、プレゼンテーションの時間内に説明できる

分量とすること。

- ・用紙は原則A4版とし、それを超えるものはA4版の大きさに折り曲げること。
- ・「プロポーザル評価基準表」(1)項番1から8までの評価項目と評価観点の順に作成するものとし、各項目において重複する内容は、引用するなどして極力省略すること。
- ・適宜、図や表等を使用して、専門的な知識のない者にも分かりやすい表現とすること。

(イ) 機能要件一覧 兼 機能要件適合状況一覧 (様式第3号)

- ・「適合状況」欄に凡例に従い、回答を記入すること。
- ・「適合状況」欄で「◎」又は「△」を選択した場合は、「適合状況補足」欄に根拠を記載すること。
- ・機能要件の実現に当たり提案金額とは別に費用が発生する場合は「適合状況」欄を「△」とし、「適合状況補足」欄に金額を明記すること。

(ウ) 見積書

- ・費用内訳を記載すること。社印の押印があること。
- ・運用保守事業者、指定納付受託者その他本業務に係る事業者が提案事業者と異なる場合、これらの関連事業者に支払う必要がある初期費用、月額費用、決済代行サービス利用料、端末利用料、登録費用その他本業務に必要となる費用についても、内訳を明示すること。当該費用に係る見積書は、提案事業者の見積書に含める方法又は関連事業者が作成した見積書を別に添付する方法のいずれによることもできる。この場合において、提案事業者は、本業務に係る費用の総額が分かるよう取りまとめること。
- ・次年度(令和9年4月から令和10年3月まで)に発生する月額利用料、サービス利用料その他固定的に発生する費用に関する見積書を別途提出すること。見積額に決済金額に応じて発生する決済手数料は含めないものとする。

(エ) 誓約書 (様式第4号)

ウ 提出書類の取扱い

- (ア) 提出書類の著作権は、原則として提出した提案事業者に帰属する。
- (イ) 提出書類は原則非公開とするが、公開請求があった場合は、森町情報の公開に関する条例(平成13年森町条例第3号)に基づき取り扱うこととする。
- (ウ) 提出書類は、返却しない。
- (エ) 提出書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (オ) 提出書類に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案事業者が負う。

- (5) プレゼンテーション
本プロポーザルへの参加者は、提案内容のプレゼンテーションを行うものとする。
- ア 実施時間
別途通知する。なお、順番は提案書等の受付順による。
- イ 実施場所
WEB会議システム「Zoom」を用いたオンライン開催とする。接続情報などの詳細は、別途通知する。
- ウ タイムスケジュール
- | | |
|---------------|-----|
| (ア) プレゼンテーション | 20分 |
| (イ) 質疑応答 | 10分 |
- エ その他
- (ア) 提出された提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこと。
 - (イ) 複数の提案事業者が同点の場合は、提案書による評価点の高いものを上位とする。
 - (ウ) 提出された提案書等以外の資料の配布は認めない。
 - (エ) プレゼンテーションへの出席者は、4名までとする。
- (6) 選定
本町職員の審査により、「プロポーザル評価基準表」に基づいて、提出書類及びプレゼンテーションを評価し、優先交渉権者を選定する。
- ア 選定結果の通知
選定結果は、全ての参加者に通知する。
- イ 補足事項
- ・ 提案者が1者のみの場合であっても、その提案内容が優れていると審査委員会において認められた場合は、その提案者を優先交渉権者とする。
 - ・ 審査時の最高得点が複数存在した場合、審査基準表の評価項目「機能要件への適合性」が一番高い者を優先交渉権者とする。
 - ・ 優先交渉権者選定後に当該事業者が4の参加資格を満たさなくなった場合、又は、辞退した場合、本町は優先交渉権者を再選定できるものとする。
 - ・ 審査結果（内容）に対する問合せには、応じないものとする。また、異議申立ても受け付けないものとする。
- (7) 仕様等詳細協議及び契約
優先交渉権者と本町との間で仕様等詳細協議を行う。協議が整った後、令和8年8月前半に契約を締結することを予定している。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合、本町は、次点交渉権者と協議を行うものとする。
- 8 その他
- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の

標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

- (2) 提案書等の作成や出張等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 契約の相手方として決定するまでは、辞退届（様式第5号）の提出により、参加を辞退できるものとする。
- (4) 提案書等の作成において、本町より知り得た情報は、他者に漏らさないこと。
- (5) 緊急時等やむを得ない理由（自然災害等）により、本プロポーザルを実施することができないと本町が判断するときは、本プロポーザルを変更し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 本実施要領に規定されていない事項が発生した場合は、本町と協議の上、決定するものとする。

9 事務局

書類の提出先、質疑先及び受付時間は次のとおりとする。

- (1) 名 称：森町 政策企画課 デジタル推進係
- (2) 住 所：〒437-0293 静岡県周智郡森町森 2101 番地の1
- (3) 電 話：0538-85-6305
- (4) 電子メール：digital@town.shizuoka-mori.lg.jp
- (5) 受付時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)